

## インフルエンザによる出席停止期間について

(出席停止の期間の基準) 学校保健安全法施行規則第19条第2項イによる

インフルエンザによる出席停止は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。」

1. 発症とは、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（発熱など）が始まった日で、その日を0日と数えます。
2. 午前・午後どちらか一方でも 37.0℃を目安として熱があった場合は発熱日となります。
3. 「解熱した後2日」とは解熱した日を0日と数えます。（解熱：1日のうちどこで測っても 37.0℃よりも低い体温であること。）
4. 治療により早期に解熱しても、感染の可能性は その後も継続するためこの期間を短縮する事は原則できません。

(インフルエンザ出席停止期間早見表)

	発症当日	発症後							
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目 ※
例1 発症後1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校 可能		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例2 発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校 可能		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例3 発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例4 発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例5 発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	✕ 発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	

※その後は解熱した日により出席停止期間が延長され登校可能となる日が延期となります。

- ・ 症状が始まった日に受診した場合はその日が発症日になります。
- ・ 発症日が分かりにくい場合は受診した際に医師に発症日をいつとするか相談してください。
- ・ 上の表の例5の場合「✕」の時点で医療機関に受診しインフルエンザと診断されたとしても、発症日は発熱が始まった日（2日前）となります。